

# 令和2年分 所得税改正のポイント

— 給与所得控除・基礎控除等の改正内容 —

1 給与所得者(会社員、パート・アルバイトなど)の給与等の収入金額(年収)から控除される「給与所得控除」の額が10万円引き下げられました。

給与等の収入金額	給与所得控除の額 (目安)		改正による差額
	令和元年分 (改正前)	令和2年分 (改正後)	
162.5万円以下	65万円	55万円	
162.5万円超～180万円以下	収入金額×40% (65万円超～72万円以下)	収入金額×40% - 10万円 (55万円超～62万円以下)	
180万円超～360万円以下	収入金額×30% + 18万円 (72万円超～126万円以下)	収入金額×30% + 8万円 (62万円超～116万円以下)	- 10万円
360万円超～660万円以下	収入金額×20% + 54万円 (126万円超～186万円以下)	収入金額×20% + 44万円 (116万円超～176万円以下)	
660万円超～850万円以下	収入金額×10% + 120万円 (186万円超～220万円以下)	収入金額×10% + 110万円 (176万円超～195万円以下)	
850万円超～1,000万円以下(※)		195万円	- 10万円超～ - 25万円以下
1,000万円超(※)	220万円		- 25万円

※給与所得控除の上限が適用される給与等の収入金額が1,000万円超から850万円超となり、控除額の上限が220万円から195万円に引き下げられました。

2 所得税の計算時に、納税者の所得から差し引かれる「基礎控除」の額が一律38万円から最大48万円に引き上げられました。

合計所得金額	令和元年分 (改正前)	令和2年分 (改正後)	改正による差額
2,400万円以下		48万円	+ 10万円
2,400万円超～2,450万円以下	38万円	32万円	- 6万円
2,450万円超～2,500万円以下		16万円	- 22万円
2,500万円超		適用なし	- 38万円

※合計所得金額が2,400万円を超えると32万円、2,450万円を超えると16万円と低減し、2,500万円を超えると基礎控除の適用はありません。

3 給与等の収入金額(年収)が850万円以下の人は所得税への影響はありません。



給与所得控除の引き下げ(-10万円)と基礎控除の引き上げ(+10万円)が同時に行われる(金額が相殺される)ため、年収850万円以下(給与収入のみの場合)の人は税負担に影響はありません。

(例) 年収400万円の人の場合

給与所得控除と基礎控除の控除額が見直されても、課税所得が変わらないため、所得税額は改正後も影響はありません。

年収400万円			
改正前	給与所得控除 134万円	基礎控除 38万円	課税所得 228万円
	↓ - 10万円	↓ + 10万円	
改正後	給与所得控除 124万円	基礎控除 48万円	課税所得 228万円

4 「寡婦(寡夫)控除」が見直され、「ひとり親控除」が設けられました。



寡婦(寡夫)控除については、これまで、同じひとり親であっても、婚姻歴の有無や男女によって控除の適用などに違いがありました。すべてのひとり親家庭に公平な税制支援を行う観点から、以下のような改正が行われました。

- ①婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)がいる単身者には、同一の「ひとり親控除」(控除額35万円)が適用されます。
- ②上記①以外の寡婦には、引き続き「寡婦控除」として27万円が控除されます。また、子以外の扶養親族がいる寡婦についても所得制限(所得500万円<年収678万円)以下であることが設けられました。

	配偶関係		死別	離婚	未婚のひとり親
	本人の合計所得金額		500万円以下		
本人が女性	扶養親族等	いる	子 35万円	35万円	35万円
		子以外	27万円	27万円	—
		いない	27万円	—	—
本人が男性	扶養親族等	いる	子 35万円	35万円	35万円
		子以外	—	—	—
		いない	—	—	—

■の部分が一ひとり親控除 ■の部分で寡婦控除

参照:TKC「令和2年分年末調整改正への実務対応」より  
詳しくは、当事務所担当者にお問い合わせ下さい